



# サステナビリティ・リンク・ボンド原則

# 自主的ガイドライン

## 2020年6月

疑義を避けるために明記すると、国際資本市場協会(ICMA)が発行するサステナビリティ・リンク・ボンド 原則は、ICMA がウェブサイト上で公開している<u>英語版</u>が公式のものである。この和訳は一般の参照用 として提供するものである。

### はじめに

サステナビリティ・リンク・ボンド (SLB) は、環境・社会・ガバナンス(ESG)面でのサステナビ リティに貢献する企業に係る資金調達と支援において、債券市場が担い得る重要な役割を さらに発展させることを目指している。このような役割を果たし、市場が繁栄するためには、 健全性が最も重要な要素となる。サステナビリティ・リンク・ボンド原則 (SLBP) は、債券の 構造的特性の考慮、 情報開示 、レポーティングを奨励するガイドラインを提供している。 SLBP は市場参加者に活用されることを意図しており、また、それらの金融商品への資本配 分を増やす上で、必要な情報提供を促進するよう設計されている。SLBP は、あらゆる種類 の発行体及び金融資本市場商品に適用することが可能である。

SLBP に適合した債券発行は、透明性かつサステナビリティの適正を有する投資機会を提供するものである。SLB は、重要業績評価指標(KPI)及びサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(SPT)を通じて、事前に設定した、マテリアルかつ定量的であり、野心的で定期的に測定され、外部の検証を受けた発行体のサステナビリティ(ESG)目標の達成を促すものである。

SLBP は、グリーンボンド原則およびソーシャルボンド原則(両原則と総称する)のメンバー 及びオブザーバー、ならびに幅広いステークホルダーコミュニティの貢献により、協調的か つ協議的な性質を持つものである。両原則は執行委員会によって調整が成されており、 SLBP についても、グローバルな SLB 市場の発展と成長を反映するために適宜改訂してい く。

#### サステナビリティ・リンク・ボンドの定義

サステナビリティ・リンク・ボンド(以下、「SLB」)は、発行体が事前に設定したサステナビリティ/ESG 目標の達成状況に応じて、財務的・構造的に変化する可能性のある債券の総称で ある。発行体は、事前に設定した時間軸の中で、自社のサステナビリティ目標達成に向け て将来改善することを、明示的に(債券の開示資料等においても)表明する。SLB は、将来 の発行体のサステナビリティ目標の達成状況に連動する債券である。 これらの目標は、(i) 事前に選定した KPI を通じて測定され、(ii)事前に設定した SPTs に照らして評価される。

SLB の調達資金は一般的な目的に使用されることが想定されているため、グリーンボンド 原則/ソーシャルボンド原則(GBP/SBP)とは異なり、資金使途が SDGs 債を分類する決定要 因にはならない。場合によっては GBP/SBP アプローチと SLBP アプローチを組み合わせるこ とも考えられるため、SLBを サステナビリティボンド(すなわち、「サステナビリティボンドガイ ドライン」で定義されている資金使途特定型の債券)と混同しないよう注意する必要があ る。

#### サステナビリティ・リンク・ボンド原則

サステナビリティ・リンク・ボンド原則(SLBP)とは、金融商品が発行体の将来の ESG 成果を 組み込み、SLB 市場の健全性を高めることを目的とし、発行方法を明確化して、SLB を発行 するためのベスト・プラクティスを示す自主的なガイドラインである。

SLBP は市場で広く活用されることを目的としており、信頼性の高い野心的な SLB の発行に 関わる主要な要素について、発行体にガイダンスを提供する。またサステナビリティ 戦略 における発行体の説明責任と、SLB に係る投資を評価するために必要な情報の入手可能 性を推進することによって、投資家を支援する。また、信頼性のある取引を促進するため に、期待されるストラクチャリングと開示要件を満たすように、市場を誘導することによっ て、引受金融機関を支援する。

SLBP は投資家、銀行、引受金融機関、プレースメント・エージェントなどが、特定の SLB の 財務的・構造的特性を理解するために必要となる。発行体に対して、明確なプロセスの提示と透明性のあるコミットメントを推奨している。SLBP は、発行体がステークホルダーに開示し報告する情報の透明性、正確性および健全性を強調している。

SLBPには核となる5つの要素で構成される。

- 1. KPI の選定
- 2. SPTs の測定
- 3. 債券の特性
- 4. レポーティング
- 5. 検証

SLBPは、発行体に対し、KPI(事業との関連性やマテリアリティ)の選定の根拠、設定した SPTs の背景(野心度合い、全体的なサステナビリティ戦略・目標との整合性、採用するベン チマークアプローチ)、債券の財務的・構造的に変化する可能性、及びそのような変化を引 き起こすトリガー事象、発行後のレポーティング及び独立した検証、ならびに発行体のSLBP との全体的な整合性の確認について公表することを推奨する。 明確化のために、推奨又は必須となる発行前·発行後の情報開示項目のチェックリスト(包括的ではない)を付録 II に示す。

#### 1 KPI の選定

SLB 市場の信頼性は、1 つ以上の KPI の選定に懸かっている。信頼性の低い KPI 選択の 普及を避けることは、SLB の成功にとって重要である。発行体のサステナビリティ目標の達 成状況 は、外部または内部の サステナビリティ関連の KPI を使用して測定されるものであ る。

まず KPI は発行体の中核となるサステナビリティ及び事業戦略、自社の属するセクターの 関連する環境、社会、及びガバナンスの課題にとって重要であるべきであり経営陣のもと で管理されるべきである。

KPI には以下の要素を含むべきである:

- 発行体のビジネス全体に関連性があり、中核的で重要であり、かつ、発行体の現 在及び/または将来的なビジネスにおいて戦略的に大きな意義のあるもの;
- 一貫した方法に基づき測定可能、または定量的なもの;
- ・ 外部からの検証が可能なもの;かつ
- ベンチマーク化が可能(例えば、SPTの野心度合を評価するために、外部指標・定義を活用する等)な

投資家が、選定された KPI の過去のパフォーマンス評価を行うことができるように、発行体 は可能な限り、過去のアニュアル・レポートやサステナビリティ・レポート、あるいはその他 の非財務情報による報告で既に開示済のものを、KPI として選定することが推奨される。過 去に開示されたことのない KPI である場合には、発行体は可能な限り、KPI 値に関して少な くとも過去 3 年分の外部検証された値を提供すべきである。

技術的な進歩と規制環境の変化<sup>1</sup>にも配慮すべきである。

発行体は、KPIの選定基準及びプロセスに関する情報を、発行体のサステナビリティ戦略の文脈の中に位置付けた上で、投資家に明瞭に説明することが望ましい。

KPI は明確に定義され、適用対象範囲 (例:SPT の対象となる発行体の CO2 排出量の割合)に関する情報を含めるべきである。また可能であれば、計算方法論 (例:KPI となる

<sup>1.</sup> 関連する KPI を選定する際に、規制基準やタクソノミーを参照し、示唆を受けることは有用かつ適切である (例:持続可能な経済活動 に係る EU タクソノミーまたは中国のグリーンカタログ等)。同様に、パリ協定 (各国の貢献目標及び気温上昇を 1.5°C 又は 2°C 未満 に抑制する目標) や持続可能な開発に関する 2030 アジェンダ (SDGs、持続可能な開発目標) などの国際協定で定められた目標を参照す ることも有用である。

発行体は、適切な KPI および測定方法の特定に役立つ可能性のある、GBP による環境・社会的インパクト指標に関する既存及び進行中のガイダンスも参照すべきである。公的または民間のマルチステークホルダーによる取り組みを参照することも有用であると考えられる。以下のリンクから事例を入手することができる。(<u>https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/resource-centre/</u>)

Japanese language translation courtesy of SMBC Nikko Securities Inc. and reviewed by Mizuho Securities Co., Ltd.

CO2 排出量が原単位排出量の場合はその分母、ベースラインの定義)、科学的根拠に基 づく計算、または業界基準に対するベンチマーク化(例:SMART の法則 - 具体的(Specific)、 測定可能(Measurable)、達成可能(Attainable)、関連性(Relevant)があり、かつ期限設定 (Time-bound)を意識して設定) がなされるべきである。

## 2 SPTs の設定

選定した KPI 毎に 1 つもしくはそれ以上の SPT を設定することは、発行体がコミットする目 標の野心度合い及び達成可能な現実的なものであることを表すため、SLB のストラクチャリ ングにおいて重要な要素である。

SPTs は真摯かつ誠実に設定されなければならず、発行体は SPTs の達成に重大な影響を 及ぼし得る戦略的な情報を開示すべきである。

SPTs は以下のように野心的であるべきである:

- 各 KPI 値の大幅な改善に結び付けられており、「従来通りの事業(Business as Usual)」 シナリオを超えるものである
- 可能であればベンチマークまたは参照可能な外部指標と比較できる;
- 事前に設定された発行体の全体的なサステナビリティ/ ESG 戦略と整合しており、 かつ
- 債券発行前(または同時)に設定された時間軸に基づき決定されている。

ターゲットは複数のベンチマーク手法の組み合わせに基づき設定されるべきであるこ

- 発行体自身の直近のパフォーマンスの水準(可能な限り、選定 KPI については最低 過去3年分のトラックレコードを有するもの)に基づき、定量的なものを設定し、また KPIの将来の予測情報も可能な限り開示する
- 同業他社と比較した場合における、設定した SPTs の相対的な位置付けについて (例:平均的なパフォーマンス水準なのか、業界トップクラスの水準なのか等)、業界 またはセクター基準との比較および/または
- 科学的根拠に基づ〈シナリオ分析や絶対値(炭素予算等)、国・地域単位または国際的な目標(パリ協定、CO2の排出ゼロ目標、SDGs等)、認定された BAT(利用可能な最良の技術)及びその他の指標
   上記のような指標を参照しながら、発行体の環境・社会課題に関連性のあるターゲットを設定すべきである。

SPTs 設定については、以下について明示すべきである:

- 目標達成に関するタイムライン(目標達成状況を確認する日付/期間、判定のトリガーとなる事象および判定実施の頻度);
- 関連して、KPIの改善を目的としたベースライン・指標、およびそのベースライン・指標が採用された理由の説明(日付・期間などを含む);

- 関連して、前提となるベースラインの再設定又は形式面の調整が行われる場合の 条件の説明;
- 競争および秘密保持に配慮した上で、発行体がどのように SPTs を達成するのか (例えば ESG 戦略について説明、ESG ガバナンスと ESG 関連の投資、事業戦略を 説明する等が考えられる。すなわち、SPT の達成に向けた取り組みを促す主要な 手段または施策の内容、及び期待されるそれぞれの貢献について)、可能な限り定 量的に説明
- SPTs の達成に重大な影響を及ぼし得る、発行体が直接的に管理することが出来な い外部要因等についての説明

上記について、発行体のESGに関する包括的な目的、戦略、方針およびプロセスの文脈の 中で説明することが望ましい。

SLB の発行に際し、発行体が外部レビュー機関を任命し、SLBP の核となる 5 つの要素との 整合性を確認することが望ましい(セカンド・パーティー・オピニオンの取得等)。

債券発行前のセカンド・パーティー・オピニオンにおいて、外部レビュー機関は、選定された KPIの妥当性・頑健性・信頼性、設定されたSPTsの根拠と野心度合い、使用されるベンチマ ークおよびベースラインの妥当性及び信頼性、SPTsを達成するための戦略に対する信頼 性について、必要に応じてシナリオ分析も活用しながら、評価すべきである<sup>2</sup>。債券の発行 後、対象範囲、KPI値の測定方法、またはSPTsの設定等に重大な変更があった場合、発行 体はこれらの変更内容について外部レビュー機関による評価を取得することが望ましい。

セカンド・パーティー・オピニオンを取得しない場合には、KPIの測定方法を検証・実証する ために内部の専門的知見に基づく検証プロセスを確立することが望ましい。発行体は、関 連する内部の検証プロセスや社内の専門知見所有者の概要を含む内部の知見を包括的 に文章化することが望ましい。この文書は投資家に開示・説明されるべきである。

SLBP は、評価を付与する外部レビュー機関に対し、自らの実績と適切な専門性を公表し、 実施されたレビューの範囲を明確に示すことを奨励する。外部レビュー機関向けの自主ガ イドラインは、ベストプラクティスを促進するために GBP によって制定された。当該ガイドラ インは発行体、引受金融機関、投資家、その他のステークホルダーおよび外部レビュー機 関自身のため、外部評価プロセスに関する情報及び透明性を提供するための市場ベース でのイニシアティブである。

#### 3 **債券の特性**

<sup>2.</sup>ベンチマークが存在しない、または発行体に関するパフォーマンス基準値が明確でない場合、発行前にセカンド・パーティー・オ ピニオンを取得することを特に奨励する。

Japanese language translation courtesy of SMBC Nikko Securities Inc. and reviewed by Mizuho Securities Co., Ltd.

SLBの基礎となるのは、債券の財務的・構造的特性が、選定KPIが事前に設定したSPTsを達成するか否かに応じて変化することである。すなわち、SLBはトリガー事象の発生により、ボンドの財務的・構造的特性に対して何らかの影響をもたらすことになる。

利率の変動が典型的な例だが、設計上は他のSLBの財務的・構造的特性の変化について 考慮することも可能である。

債券の財務的・構造的特性の変化は、当初のSLBの財務的特性に見合ったものであり、かつ意味のあるものとすることを推奨する。

KPIの定義とSPTs(計算方法も含む)、及びSLBの財務的・構造的特性の変動可能性は、債券の開示書類(ドキュメンテーション)に含まれるべき内容である。

SPTが測定不可能、または達成状況が十分に確認できない場合の代替方法について説明 すべきである。発行体は必要に応じて、KPIの測定方法、SPTsの設定、前提条件やKPIの対 象範囲に重大な影響を与える可能性のある想定外の事象の発生(重要なM&A活動、規制 等の制度面の大幅な変更、または異常事象の発生等)について、債券の開示書類の中で 言及することを検討することも考えられる。

SLBには、市場において機密性の高い情報が含まれている可能性があり、そのような情報 を適切に管理する必要がある。

## 4 レポーティング

SLB発行体は、以下の項目を含む最新の情報を容易に入手可能な形で開示する必要がある:

- 選択した KPI の パフォーマンス に関する最新情報(該当する場合、関連するベース ラインを含む);
- 検証保証報告書において、SPTs の達成状況を踏まえた債券の財務的・構造的特性の変化の有無に対する影響、及びそのタイミング;
- 投資家が SPTs の野心度合を測るために有用な、いかなる情報(発行体のサステナ ビリティ戦略や関連する KPI 値/ ESG ガバナンスの情報の更新、またはより一般的 な KPI 値/SPTs の分析に関連する情報等)。

レポーティングは、いかなる場合においても、SPTsの達成状況にてSLBの財務的・構造的特性の変化に関する判定対象日/期間までは、少なくとも定期的に年1回、公表されるべきである。

透明性を高めるための多くの施策が本文書全体を通じて記載されており、また明確化する 目的からも、発行前・発行後の必須項目と推奨項目を含む開示項目チェックリストを付録II に示す。

#### 5 **検証**

発行体は少なくとも年 1 回、SLB の財務的・構造的特性の変化に対する最終判定日に到 達するまでは、判定対象期間の SPTs の達成状況について、監査法人や環境コンサルタン トなどの専門的知見を有する外部レビュー機関<sup>3</sup>より、各 KPI 値に対する各 SPTs の達成状 況について、独立した外部検証(例:限定的保証、または合理的保証等)を受けるべきであ る。

SPTsの達成状況に係る外部検証は、公開情報として開示されるべきである。

セカンド・パーティー・オピニオンのような発行前の外部レビューとは異なり、発行後の外部 検証は SLBP として必ず実施しなければならない。

#### 免責事項

サステナビリティ・リンク・ボンド原則(SLBP)は、自主的な手続きに関するガイドラインであ り、その他の証券の売買の勧誘やいかなる形の助言(税務、法務、環境、会計、規制)を提 供するものでもない。SLBPは、公的にも私的にも、いかなる当事者に対しても権利義務関 係を形成するものではない。発行体は、SLBPに依存することなく、自主的かつ自らの判断 でSLBPを採択し、実施するのであり、サステナビリティ・リンク・ボンド(SLB)発行の判断に つき自ら責任を負う。発行体が発行するSLBに係る約束や調達資金の使途を遵守しない 場合、SLBの引受機関は責任を負わない。もし、該当する法律や規則、規制と、SLBPに示 されたガイドラインが相反する場合は、関連する各国法、規則、規制が優先される。

\*\*\*\*\*

<sup>3.</sup> ベストプラクティスを促進するために GBP によって制定された外部レビュー機関向けの自主ガイドラインを参照のこと。

Japanese language translation courtesy of SMBC Nikko Securities Inc. and reviewed by Mizuho Securities Co., Ltd.

#### 付録|

### 用語集

ペースライン:ベースラインは、固定された基準値であり、SPTs の達成状況/パフォーマンス 状況を測定するための比較対象値として使用されるものである。

**ペンチマーク**:ベンチマークは、パフォーマンスの測定または比較の際に使用可能な参照 値である。

**外部レビュー**: グリーンボンド及びソーシャルボンド原則の執行委員会は、外部レビューの ガイドラインを策定し、その中で4つの外部レビューの種類を示している。(1) セカンド・パ ーティー・オピニオン、(2) 検証、(3) 認証、(4) ボンドスコアリング/ 格付け。SLBP は発行前 のセカンド・パーティー・オピニオンの取得を推奨しているが、核となる5つの要素の1つと して検証を受けることを要求している。

KPI:重要な業績評価指標は、選定した指標の パフォーマンス を測定するために使用され る定量的な指標である。

SPT: サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットは、発行体が表明する、事前に設定した時間軸における、KPIの測定可能な改善目標である。SPT は、野心的かつビジネス上において基幹的であり、可能な限りはベンチマーク化し、発行体の全体的な サステナビリティ / ESG 戦略全体と整合性を確認すべきである。

判定対象期間:判定対象期間は、事前に設定した各 SPT に対する各 KPI の 達成状況を測定する対象期間のことである。

ターゲット(目標)設定:ターゲット設定とは、SLBP において説明されている信頼性の高い SPTを設定するための推奨プロセスのことである。

トリガー事象:トリガー事象とは、KPI が事前に設定した SPT に達成したかどうかを観察した 結果であり、債券の財務的・構造的特性の変化を引き起こす可能性がある。

**検証**:検証または認証は、通常、限定的または合理的保証の形式で、関連する専門的知見と資格を有する外部レビュー機関によって実施される。





## 付録||

## SLB の情報開示項目のチェックリスト

以下の表は、SLB 発行に際して開示することが推奨または要求されている項目のうち、網羅的ではないものの指針となるチェックリストとして 作成されたものであり、投資家をはじめとする市場関係者が求める情報の適切な透明性と調和を確保するために、発行体が比較可能な言 語とデータに基づき開示内容の整合性を図るためのツールを提供することを目的としている。

開示は、債券の開示書類(ドキュメンテーション)の中に含まれる場合もあれば、適宜、フレームワーク、投資家向けプレゼンテーション、外部 レビュー、発行体のウェブサイト、年次のサステナビリティ報告書またはアニュアル・レポートなどの単独の文書の中に含まれる場合もある。

SLB の発行体は、KPI 値、SPTs、債券の財務的・構造的特性の変化を引き起こすトリガー事象、予定された発行後のレポーティング内容及び 外部レビューの種類、SLBP との整合性に関する情報を外部に公表すべきである。

注意:SLB には、市場において機密性の高い情報が含まれている可能性があり、そのような情報の適切に管理する必要がある。

発行前			揭載箇所	<b>推奨</b> vs 必須
	全般	<ul> <li>✓ SLB 発行の理由と発行体の サステナビリティ及びビジネス戦略全体との整合性</li> <li>✓ SLBP の核となる 5 つの要件との整合性</li> <li>✓ 外部レビューの種類、発行日、レビュー担当会社</li> </ul>	発行前書類(フレーム ワーク、投資家向けプ レゼンテーション、外	推奨
	KPI <b>の選定</b>	<ul> <li>✓ KPIの概要と定義</li> <li>✓ 選定した KPIの背景・理由(発行体のサステビリティ戦略やマテリアリティとの関連性等)</li> <li>✓ (可能であれば)外部検証実施済の KPI 値に係る過去3年間のトラックレコード</li> <li>✓ KPIの改善を前提としたベースライン水準の提示及そのベースラインが採用された理由の 説明(日付・期間などを含む)</li> </ul>	部レビュー書類、ウェ ブサイト)	

Japanese language translation courtesy of SMBC Nikko Securities Inc. and reviewed by Mizuho Securities Co., Ltd.

SPT <b>の測定</b>	<ul> <li>✓ KPIの概要と定義</li> <li>         選定した KPIの背景・理由(発行体のサステビリティ戦略やマテリアリティとの関連性等)     </li> <li>(可能であれば)外部検証実施済の KPI 値に係る過去 3 年間のトラックレコード</li> <li>✓ KPIの改善を前提としたベースライン水準の提示およびそのベースラインが採用された理由の説明(日付・期間などを含む)</li> <li>✓ SPTs の概要と定義</li> <li>✓ SPTs の概要と定義</li> <li>✓ SPTs 設定の背景(野心度合い、採用するベンチマークアプローチの説明、発行体の全体的なサステナビリティ戦略・目標との整合性)</li> <li>✓ 目標達成に関するタイムライン(判定日、対象期間、判定のトリガー事象及び判定実施の頻度)</li> <li>✓ SPTs の達成状況に重大な影響を及ぼし得る発行体の戦略的な情報の説明</li> <li>✓ 科学的根拠に基づく、または業界またはセクター基準としてのベンチマークの採用(例:SMART の法則 - 具体的、測定可能、達成可能、関連性があり、かつ期限設定を意識する)</li> <li>✓ 競争及び守秘義務に配慮した上で、発行体の目標達成に向けた道筋(例:ESG 戦略について説明する、または補完的な ESG ガパナンス体制と ESG 関連の投資を含めた事業戦略を説明する等が考えられる。すなわち、SPTs の達成に向けた取り組みを促す主要な手段または施策の内容、および期待されるそれぞれの貢献について可能な限り定量的に説明する)</li> <li>✓ 目標の達成に影響を与える可能性のある、予測不可能な例外事象や要素についての説明</li> </ul>		
債券の特性	<ul> <li>✓ KPI 及び SPTs の定義(測定方法の説明も含む)</li> <li>✓ SLB の財務的・構造的特性の変動可能性についての詳細な説明</li> <li>✓ SPTs が測定不可能または達成状況について十分に確認できない場合の代替方法についての説明</li> <li>✓ (必要に応じて検討)KPI の測定方法、SPTs の設定、前提条件や KPI の対象範囲に重大な影響を与える可能性のある極端な事象の発生(重要な M&amp;A 活動、規制等の制度面の大幅な変更、または異常事象の発生等)についての言及</li> </ul>	開示書類 (例: 目論見 書、目論見書補足、 オファリングメモ等)	必須
レポーティング	<ul> <li>✓ レポーティングの掲載箇所と頻度</li> <li>✓ レポーティングの対象範囲と報告内容の粒度</li> <li>✓ 発行後の外部レビューの実施及び開示に対する同意の取得(外部検証/保証報告書の開示)</li> </ul>		

Japanese language translation courtesy of SMBC Nikko Securities Inc. and reviewed by Mizuho Securities Co., Ltd.

	セカンド・パー ティー・オピニ オン	✓ 発行前の外部レビュー(セカンド・パーティー・オピニオン)、または KPI のベースラインの検証に関する報告書の公表	外部レビュー書類	推奨
		 	揭載箇所	推奨 vs 必須
発行後	全般	<ul> <li>✓ レポーティング及び発行後の外部レビュー書類の公表日</li> <li>✓ 債券の識別情報:ISIN 番号、発行金額、通貨、償還日および関連する KPI・SPTs</li> <li>✓ 報告対象範囲(個別債券または債券プログラム単位か)</li> <li>✓ 準拠するガイドライン・規制の表記</li> </ul>	発行前書類(フレーム ワーク、投資家向けプ レゼン、外部レビュー、 ウェブサイト)	推奨
		<ul> <li>発行体は、最低で年1回、以下の項目を含む最新の情報を容易に入手可能な形で開示すべき</li> <li>✓ 選定 KPIのパフォーマンス に関する最新情報 (ベースラインの前提条件を含む)</li> <li>✓ 投資家が SPTs の野心度合いを測るために有用ないかなる情報(発行体の最新のサステナビリティ戦略や関連する KPI/ESG ガバナンスに関する情報、また KPIs と SPTs の分析に関する情報等)</li> </ul>		
	レポーティング <sup>₄</sup>	<ul> <li>可能な範囲で以下の情報について開示:</li> <li>✓ パフォーマンス/KPIの改善に寄与した主な要因(M&amp;A 活動等も含む)についての定性的・ 定量的な説明</li> <li>✓ パフォーマンスの改善が発行体のサステナビリティにどのような影響を与えるのかについての説明</li> <li>✓ KPIの再評価有無、設定した SPTs の修正有無、ベースラインの前提条件や KPI の対象範囲の変更有無</li> </ul>		
	検証	✓ 検証・保証報告書は一般的に公表され、SPTsの達成状況と財務的・構造的特性の変更に 対する影響、及びそのタイミングについての情報を含めるべきである		必須

<sup>4.</sup> このチェックリストは網羅的なものではなく、特に債券の特性が変化した場合において法令または市場ルールによって(クリアリング・ハウス、証券集中保管機関、 主支払代理人等を経由して) 義務付けら れている報告義務を除外するものではありません。

Japanese language translation courtesy of SMBC Nikko Securities Inc. and reviewed by Mizuho Securities Co., Ltd.